

平成 23 年 6 月 30 日

各 位

「東北地方太平洋沖地震」で被災した紙製品の取り扱いについて

三菱製紙株式会社

平成 23 年 3 月 11 日に発生しました東北地方太平洋沖地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

このたびの地震及び津波により被災した当社八戸工場、及び消費地倉庫の紙製品等(半製品を含む。以下、震災紙製品)につきまして、日本製紙連合会及び経済産業省と相談のうえ、下記の通り、「資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年四月二十六日法律第四十八号)」で定める古紙(以下、古紙)として再利用していくことと致しますのでお知らせいたします。

記

1. 震災紙製品の状況

このたびの地震と津波により、当社八戸工場では、海水の浸水や荷崩れにより本来の紙製品としての市場価値を失って販売できないものが大量に発生しております。また、消費地倉庫においても荷崩れにより同様のものが発生しております。

2. 古紙としての再利用について

これら八戸工場及び消費地倉庫での震災紙製品につきましては、古紙として再利用可能なものについて弊社八戸工場の古紙パルプ生産プラント(古紙パルプ生産能力: 150トン/日)にて古紙として有効的に再利用することと致します。尚、再利用にあたっては、早期完了を目指して進める予定ですが、計画的に処理を進めることから平成 24 年度中の完了を目指しに再利用して参ります。

3. 備考

震災紙製品は、グリーン購入法の判断基準となる古紙パルプの原料として使用できることを確認しております。また、FSC™ 森林認証制度では、時限的特例(条件つき)として、今回の震災で被害を受けた紙製品について、プレコンシューマー古紙として区分して再利用することを認める措置を発表しています。

弊社においても、八戸工場で生産するグリーン購入法適合商品やFSC森林認証紙に古紙として配合するものについては、この規格に従って運用し、来年度の年次監査で認証機関より確認していただく予定ですので、ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

震災紙製品の様子（八戸工場）



以上

本件に関するお問い合わせ先

広報・IR室

03-3213-3765